

千曲市学校給食センター運営委員会規程の一部を改正する訓令について

千曲市学校給食センター運営委員会規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、千曲市附属機関設置条例（令和●年千曲市条例第●号）第8条の規定に基づき、千曲市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

令和5年8月23日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等の名称	千曲市学校給食センター運営委員会規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第8号）
制定区分 （該当字句を ○で囲む）	新 規 <u>一部改正</u> 全部改正
制定する根拠 及びその内容 （法令、準則等 の名称）	・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項 ・ 審議会等の設置及び運営に関する基本方針 ・ 千曲市附属機関設置条例（新規） ・ 千曲市学校給食センター管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第15号）
<u>提案理由</u> 審議会等の見直し作業によって新たに附属機関に該当することになった千曲市学校給食センター運営委員会について、新規制定する千曲市附属機関設置条例に設置根拠を規定することから、本規程の設置根拠規定等について所要の改正を行うもの。	

千曲市学校給食センター運営委員会規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（趣旨）</u> 第1条 この規程は、千曲市学校給食センター管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第15号）第6条第2項の規定に基づき、千曲市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定めるものとする。	<u>（趣旨）</u> 第1条 この規程は、千曲市附属機関設置条例（令和●年千曲市条例第●号）第8条の規定に基づき、千曲市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。